

障害年金 眼の障害認定基準の見直し案(概要)

参考資料3

眼の障害専門家会合(第2回)

令和3年5月27日

障害年金の眼の障害認定基準について、前回の専門家会合(平成24年12月)で検討課題とされた事項や日本眼科学会・日本眼科医会の合同委員会による取りまとめ報告書等を受けて平成30年7月に改正された身体障害者手帳の認定基準の見直し内容を踏まえ、令和3年4月及び5月に、「障害年金の認定(眼の障害)に関する専門家会合」を開催し、認定基準の見直し案の検討を行った。

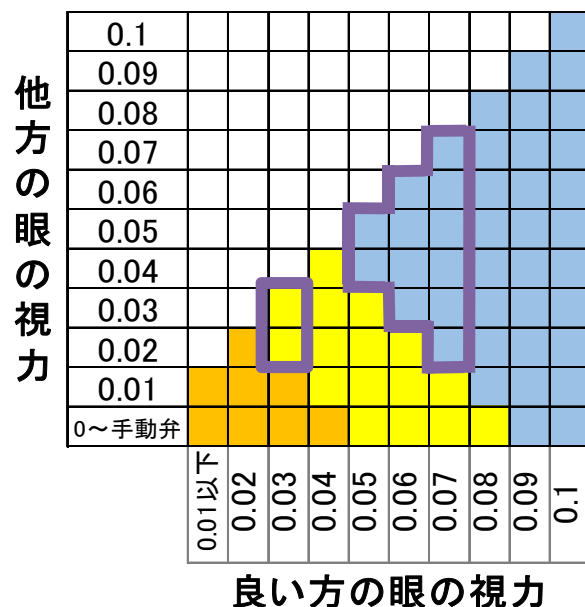
◎視力の基準の見直し

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更

※ 現行基準より等級が下がるケースが生じないよう、具体的な基準を設定。

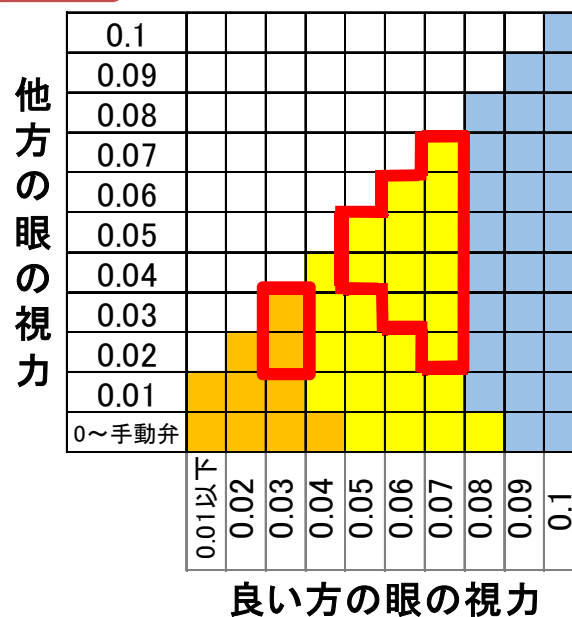
現行

良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、等級が低くなる(紫囲い部分)



改正案

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになる(赤囲い部分)



○ : 1級
○ : 2級
○ : 3級

1級
現行：両眼の視力の和が0.04以下
改正案：良い方の視力が0.03以下、または、良い方の視力が0.04かつ他方の視力が手動弁以下

2級
現行：両眼の視力の和が0.05以上0.08以下
改正案：良い方の視力が0.04以上0.07以下、または、良い方の視力が0.08かつ他方の視力が手動弁以下

注 手動弁: 検者の掌を眼前で上下左右に動かし動きの方向を弁別できる視力

◎視野の基準の見直し

- ✓ これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設
 - ✓ 求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめ、中心暗点なども含めて、測定数値が基準を満たすときは障害等級を認定
- ※ このほか、自動視野計による測定の導入に伴う基準の整理等も実施。

参考1：障害年金の認定(眼の障害)に関する専門家会合 構成員・スケジュール等

◎専門家会合構成員

- 荻野 公嗣 荻野眼科医院 院長
平塚 義宗 順天堂大学医学部眼科学講座 眼科 先任准教授
不二門 尚 大阪大学大学院生命機能研究科 特任教授
○松本 長太 近畿大学医学部眼科学教室 教授
山田 愛 杉田眼科クリニック 院長

※ ○:座長 (敬称略、五十音順)

◎専門家会合スケジュール

- 第1回会合(4月30日) 認定基準・診断書の見直し案について
○第2回会合(5月27日) 認定基準・診断書の見直し案のとりまとめについて
※その後、関係法令・障害認定基準を改正・施行

◎前回(平成24年)の専門家会合において検討課題とされた事項(視力・視野)

○障害年金の認定(眼の障害)に関する専門家会合「障害認定基準の今後の検討課題等について(提言)」(平成24年12月)(抄)

2. 今後の中・長期的な検討課題について

(1) 視力障害

○ 「両眼の視力の和」の判定方法については、身体障害者福祉法でも行っているが、学問的にも問題であり、諸外国でも行われていない。両眼開放の視力や良い方の眼の視力で判定するなど、判定方法について再検討する必要がある。

(2) 視野障害

○ さらに、測定上の問題として、ゴールドマン視野計以外の自動視野計等の測定方法については示されておらず、今後普及が進むと思われる自動視野計の測定値の導入が望まれる。

○ そのため、障害年金の視野の判定方法については、障害程度の等級判定を、測定上の明確な運用基準も含めて再検討する必要がある。

参考2: 視野計・視野障害の種類

◎視野計の種類

【ゴールドマン型視野計】



- 視標(目印のようなもの)を被検者が見えない周辺から中心へ手動で動かし、被検者が見えた位置(視野内に光が見えたら、ボタンを押す)を測定図に記録していくことでイソプタ(等感度曲線、視標ごとの感度の限界)を描いていく、動的視野測定法を用いる視野計。
- 国内に広く普及していたスイス製のオリジナル機器は既に製造が中止。

【自動視野計】



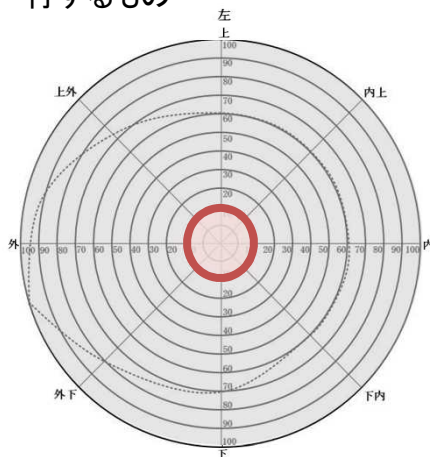
- 内蔵されたプログラムにより、静止した一定の大きさの視標を明るさを変えて様々な位置で提示して、被検者が認識できる感度(中心の光を見つめたまま周囲に出現する光が見えたらボタンを押す)を自動で計測する静的視野測定法を用いた視野計。
- 現在の眼科診療ではコンピューター制御された自動視野計が広く普及。

◎視野障害の種類

※赤囲い部分: 視野 ※ I / 4 視標(周辺視野)

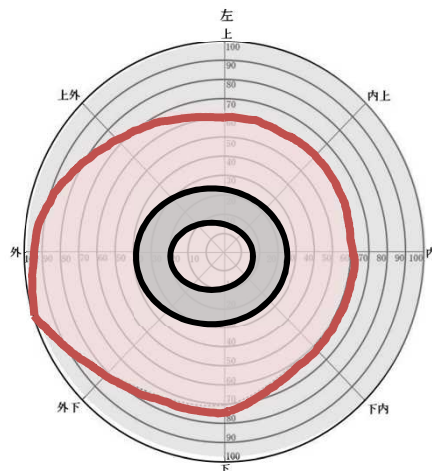
【求心性視野狭窄】

視野の周辺部分から欠損が始まり、見えない部分が中心部に向かって進行するもの



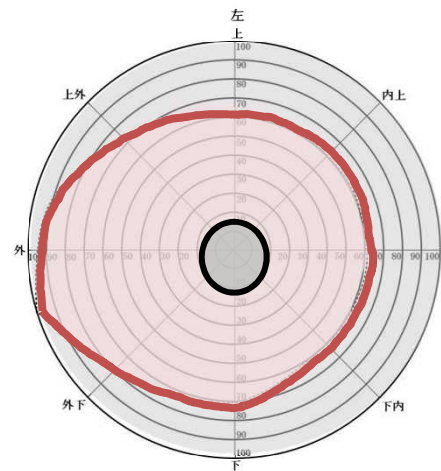
【輪状暗点】

中心視野と周辺視野は保たれるが、中間部分が障害されるもの



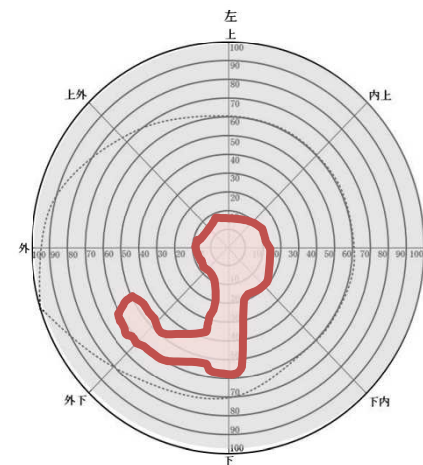
【中心暗点】

中心部に暗点があるもの



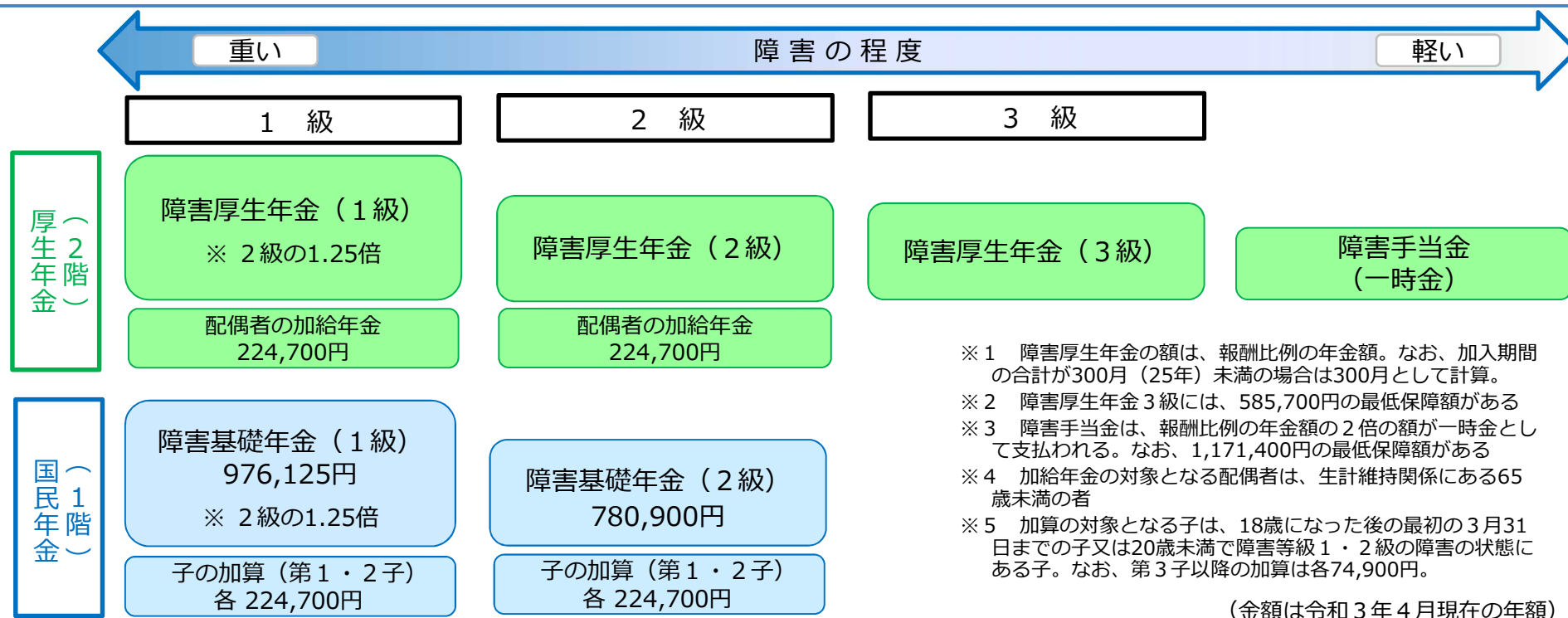
【不規則性視野狭窄】

視野の一部が不規則な形で狭くなるもの



参考3:障害年金制度の概要

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金がある。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給される。



障害年金の支給要件：障害年金を受けるためには、次の3つの要件を満たすことが必要。

①初診日に被保険者であること

初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。

②保険料の納付要件を満たしていること

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が令和8年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

③一定の障害の状態にあること

障害認定日 (※) に障害の状態が1級または2級 (障害厚生年金については1級~3級) に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級 (障害厚生年金については1級~3級) に該当すること

※障害認定日： 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合 (症状が固定した場合) はその日